「職場巡視」頻度を"2か月に1回"に減らしても嘱託産業医としての業務が半減する訳ではない

職場訪問を基本にした嘱託産業医の業務

職場巡視

2か月に1回

職場巡視以外の産業医業務

- 〇 事業場への訪問による
 - ・(安全)衛生委員会への出席
 - ▲有所見者や健康不安を抱える者との(不定期・臨時を含む) 面談
- ・(職場巡視を含む)事業場訪問による産業医活動に必要な情報 (健康診断結果、ストレスチェック結果/集団分析結果、作業環境 測定結果、その他の有害物ばく露防止措置)の収集/確認・分析
 - ・職場が抱える労働衛生面での課題の把握・理解と事業場に対する必要な指導(勧告)

平成29年6月1日~ 改正・安衛則によって産業医への情報提供が義務付け

以下のような情報が事前にきちんと定期的(1か月に1回以上)に提供され、さらにこれらの情報をもとに産業医として適切な判断が可能な他の情報(健康診断・ストレスチェックの結果、作業環境測定の結果等)も十分に(事前に)提供されていることが必要。

- ① 法定労働時間外労働時間数の算定を行い、時間外労働時間数が1月当たり100時間 を超えた労働者の氏名と当該労働者の時間外労働時間数(安衛則第52条の2 第3項)
- ② 衛生管理者が週1回以上行う職場巡視の結果(安衛則第15条第1項 第1号)
- ③ 労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報〔(安全) 衛生委員会の調査審議を経て事業者が産業医に提供することにしたもの〕結果(安衛則第15条 第1項第2号)



「職場巡視だけ」を2か月に1回にできる



職場訪問型の業務が基本の嘱託産業医であっても、産業医業務・全体が軽減されるわけではない!